

最高人民法院
「ネットワーク関連知的財産権侵害紛争における法律適用の問題についての回答」
(意見募集稿) 意見募集表

会社名： 日本国ビジネス機械・情報システム産業協会

意見項目	修正提案	修正理由
四、	<p>…侵害行為不存在の声明を提出することができる。声明を受けたネットワークサービスプロバイダー、電子商取引プラットフォーム事業者は、<u>声明の合理性および真実性について通知と対照のうえ検討し、声明が合理的かつ真実であると判断した場合のみ</u>、通知を出した知的財産権利者に当該声明を転送し、関連部門にクレームを申し立てるか又は人民法院に訴訟を提起することができる旨を告知しなければならない。ネットワークサービスプロバイダー、電子商取引プラットフォーム事業者は、転送された声明が権利者に届いた後、合理的な期限内に権利者がクレームを申し立てたか又は訴訟を提起した旨の連絡を受け取らなかった場合、講じた措置を速やかに終了しなければならない。上述の声明には、侵害行為の不存在に関する<u>合理的な証拠</u>及びネットワークユーザーの真実な個人情報が含まれなければならない。</p>	<p><u>(1)「声明の合理性および真実性について通知と対照のうえ検討し、声明が合理的かつ真実であると判断した場合のみ、」の追加について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子商取引プラットフォーム内事業者等が、明らかな偽造証拠に基づく声明を提出しても（偽造した授權証や取引伝票などが実務で散見される）、知的財産権利者はクレーム又は提訴を強いられる。 このことは、権利者のみならず行政機関や裁判所にも大きな負担をかけ、権利者に著しい障害を与え、一方、模倣や偽造を行う者を助けている。結果的に「市場秩序を守り、電子商取引の持続的かつ健全な発展を促進する」という電子商取引法の目的にも反する。 ・尚、電子商取引プラットフォーム内事業者等の役割および責任が重すぎるという懸念があるのであれば、「その判断が客観的真実と異なった場合は、証拠により主観的な過失がなかったことを証明した場合に民事責任の負担を免れる」と別途規定しておけばよい。 <p><u>(2)「初歩的な証拠」を「合理的な証拠」へ変更修正することについて</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子商取引プラットフォーム内事業者等が提出する声明に含まれる「初歩的な証拠」とは、どのようなものか不明確である。権利者は、声明に含まれる証拠に基づき、関連部

		門へのクレーム又は人民法院への提訴が必要となる為、初歩的な証拠ではなく「合理的な証拠」であることが必要である。
--	--	---

(紙幅が足りない場合は、適宜様式を変更してご記入ください。)